

## 平成24年度包括外部監査結果報告書における意見への対応について

意見	対応済
25件	24件

監査のテーマ：市有財産の有効活用について

### 第3 監査の結果及び監査結果報告に添えて提出する意見

#### 1. 資産の全庁的管理体制の構築及び運用状況について

監査の意見	対応内容
<p>(1) 資産の総量縮減の実行  <b>(報告書 P33)【資産経営課】</b></p> <p>今後、進行する少子高齢化社会のもと、扶助費等の義務的経費の増加を踏まえて、投資的経費にかかる不足額を適切に把握する必要がある。また、これまでどおり現況の市有財産を管理・運営することが困難であると想定されることから、市全体として最適な選択と集中による市有財産の総量縮減を計画的に実施する必要がある。</p> <p>なお、上記図 19 の市が算出した簡易的なシミュレーションにおいて、現状の公共施設（道路・橋梁・下水道などのインフラ施設を除く）に係る1年あたりの投資的経費の歳出額135億円を超えるレベルの更新費用等が必要となる年度は、直近で平成31年度であると想定されることから、少なくとも平成31年度までには、縮減を行うべき資産の特定や資産の適正化計画を策定すべきである。</p>	<p>資産の総量縮減の実行については、平成26年7月に「千葉市公共施設見直し方針」を策定したところであり、今後、当該方針に基づき、施設利用の効率性向上や再配置、総量縮減に係る具体的な取組みに着手していく。</p>
<p>(2) 資産経営に関する全庁的な取組み方針・意識の共有①  <b>(報告書 P36)【資産経営課】</b></p> <p>現状、資産経営課としては、資産データの収集中の時期ではあるが、今後は、関係課への研修会を実施するなどの情報共有や対話を行う機会を設け、経営目標を明確化し、評価の納得性を高める必要がある。</p>	<p>資産経営に関する全庁的な取組み方針・意識の共有①については、平成25年4月に庁内向けの「資産経営に関する事務の手引き」を作成するとともに、説明会を開催し周知を図ったほか、総合評価の実施にあたっては、所管課や関係課に対して、評価に対する意見や、資産経営会議、推進委員会への出席を求めするなど、連携した取組みを進めていくこととした。</p>

監査の意見	対応内容
<p>(3) 資産経営に関する全庁的な取組み方針・意識の共有②  <b>(報告書 P37)【資産経営課】</b>            市民と各施設所管課の資産経営にかかる協議は、長い期間を要すると予想されるため、財政面を考慮した行政改革を実施するうえでは、各施設所管課がデータベースの完成を待つことなく、その前段階においても、重要な案件の特定や資産経営上の課題点を把握すべきである。そこで、資産経営課は、各施設所管課へ重要な案件の考え方を通知するなど、全庁的な資産経営の取組みにむけた積極的な情報発信等を行うべきである。</p>	<p>資産経営に関する全庁的な取組み方針・意識の共有②については、平成25年4月に庁内向きの「資産経営に関する事務の手引き」を作成するとともに、説明会を開催し、これまでの取組事例の説明の中で個別案件選定の考え方や、資産経営課と施設所管課の役割分担のもと、連携した取り組みが必要である旨周知した。</p>
<p>(4) 横断的取組みの強化  <b>(報告書 P37)【資産経営課・建築保全課】</b>            資産データベースに基づく情報の利活用の際に、保全情報の総括的管理を実施している建築保全課等の知見の活用が重要となると考えられる。例えば、将来の維持修繕費予測を適切に把握するとの観点から、建築保全課と協議のうえ修繕コストを見積ることや、維持管理費についての考え方等を横断的に共有・協議する必要があると考える。</p>	<p>横断的取組みの強化については、保全の優先度に基づく効率的な予算配分のしくみの確立に向けて、必要に応じて随時、両課（資産経営課・建築保全課）にて協議を行い、連携して取り組んでいくこととした。</p>
<p>(6) 効果的な資産経営に向けた全庁的なPDCA体制の構築  <b>(報告書 P42)【資産経営課】</b>            総合評価対象資産のうち継続利用となった資産について、総合評価実施年度以降の資産経営（行政運営）を効率的・効果的に実施するため、一定期間経過後の資産経営会議において資産経営の進捗報告義務を課すなど、所管課をモニタリング・指導し・改善状況のフォローアップを行う必要がある。            また、施設評価（資産を切り口）と事務事業評価（予算事業を切り口）の評価軸は異なるものの、施策を推進するためには両者ともに重要な評価であり、相互の整合性や連携を図り、行政改革を実施する必要がある。</p>	<p>効果的な資産経営に向けた全庁的なPDCA体制の構築については、平成25年3月の資産経営会議において、資産の総合評価を、平成25年度から平成29年度までの5年間で実施していくこととするとともに、評価の一巡後、継続利用する施設や利用見直しを実施した施設についても、継続的に評価していくこととした。            また、事業そのもののあり方を問う事務事業評価の結果を総合評価に取り入れるため、総合評価実施にあたっての作業リストに、事務事業評価における課題・検討状況等をチェック項目のひとつとして盛り込んだ。</p>

監査の意見	対応内容
<p data-bbox="225 203 791 277">(7) 資産データ調査票への効率的な入力体制の構築</p> <p data-bbox="280 288 632 322">(報告書 P43) 【資産経営課】</p> <p data-bbox="217 333 791 712">資産経営課は、将来において住民に開示されることを念頭におき、予め情報収集や入力業務を正確かつ効率的に実施するように各所管部課に通知すべきである。また、資産案件の重要性や複雑性を鑑み、必要に応じて情報収集や集約作業に関するマニュアル・手引き等を作成するなど、定期的な職員異動に伴う業務の引継ぎが効率的に行えるような体制の構築を指導する必要がある。</p> <p data-bbox="217 723 791 1008">なお、初年度の情報は経年比較する土台となるため、各所管部課において入力内容のダブルチェック等を実施し、誤った情報に基づき誤った意思決定がなされるリスクを回避するしくみづくりが必要である。導入初期においては、システムの不具合も含め、情報の信頼性について、留意する必要がある。</p>	<p data-bbox="818 333 1393 712">資産データ調査票への効率的な入力体制の構築については、平成24年10月の資産データ調査の実施にあたり、収集したデータを資産カルテとして公表する旨通知したほか、平成25年4月に資産経営に関する事務の手引きを作成し、資産データの更新にあたっての留意点を記載するとともに、説明会においてもデータの正確性、継続性に万全を期するよう周知した。</p> <p data-bbox="818 723 1393 884">また、収集したデータについては、平成25年6月及び8月の資産カルテ公表に先立ち、カルテの様式による各所管課のチェックを実施することとした。</p>

監査の意見	対応内容
<p><b>(8) 広報のあり方</b>  <b>(報告書 P44)【資産経営課】</b></p> <p>市民が市有財産の実態（資産経営上の課題も含む）を適切に把握できるように、より充実した情報開示を実施することが望まれる。千葉市の厳しい財政状況下においては、「未来に負担を先送りしない」という強い覚悟を持つことが重要と考えられる。市民と一体となった資産経営を行うためにも、資産カルテ等の資産の経営状況等の説明を行う機会を設け、必要に応じて利用料金徴収等を協議・検討することが重要と考える。例えば、近隣他市のさいたま市のように定期的な市民との意見交換の機会（『どうなる？ どうする？ さいたま市の公共施設を考えるワークショップ』や『◎公共施設マネジメントシンポジウム』）で、市の公共施設マネジメントの説明を行うことが考えられる。さいたま市は、平成 24 年度に、市長と施設マネジメント会議委員、学者・専門家によるパネルディスカッション形式で、現状の市有財産の内訳、用途別の老朽化状況、将来の更新維持費用、今後のマネジメント計画（施設数を減らすこと、建替費用を減らすこと）を説明する場を設け、市民と共有・協働により平成 26 年度からの施設マネジメント計画を推進している。</p>	<p>広報のあり方については、千葉市政出前講座などにより、本市の資産経営にかかる基本的な考え方や取組み状況などについて、広く市民への周知を図るとともに、個別案件にかかる地元説明会において実施している、具体的な事例を交えた資産経営の取組みなどについての説明、意見交換を、今後の案件についても引き続き実施していく。</p> <p>また、平成 25 年 6 月及び 8 月の資産カルテ公表にあわせて、市民利用施設を中心に、よりわかりやすく項目を絞り込んだ形で、施設の利用状況や利用者負担の状況などについて、各施設に掲示するなどして情報発信していくこととした。</p>
<p><b>(9) 未利用地データの収集プロセス及び活用のあり方</b>  <b>(報告書 P44)【管財課】</b></p> <p>管財課は、総量縮減効果が高い未利用地の処分の効率的実施を目的とし、平成 24 年に未利用地等の調査を実施している。今後、資産経営課が保有する資産データとの連携を図り、資産所管課の事務負担をかけずに、一度の調査で済むように作業の簡略化の検討を図る必要がある。</p>	<p>今後の未利用地データの効率的な収集については、資産所管課の事務負担を最小限にするため、事前に資産経営課と調査方法等について調整することになった。</p> <p>また、保有財産の縮減を推進するため、一部の物件については住宅供給公社を含めた民間事業者に処分交渉等を委託することになった。</p>

監査の意見	対応内容
<p>(10) 資産の総量縮減に向けた人員配置 (報告書 P47) 【管財課】</p> <p>資産経営の基本指針のうち重要とされる総量縮減を実行するためには、普通財産管理部署としての管財課による処分にかかる所管部署への実務のサポートを強化すべきである。各施設所管課が売却のための測量等を実施する際に、処分のためのサポートデスクの設置や、案件に応じて専門チームを組成し派遣する等の対応が必要になると考えられる。また、売れ残り物件や課題を抱え売却しにくい物件などのように市の組織のみでは対処が難しい物件等については、民間のノウハウ等を活用し、民間事業者への販売委託などを行い、対処することが望ましいと考える。</p>	<p>資産の総量縮減に向けた人員配置については、平成25年度から境界不調などの処分困難な事例に対し、管財課が境界立会に介入のようなサポートをすることにより、処分に向けた成果が出ている。また、他課所管用地の課題解決（二重登記解消の指導）にもサポートを行っている。さらに市の組織のみでは対処が難しい物件等については、住宅供給公社を含めた民間において処分交渉等を委託することになった。</p>
<p>(11) 市有財産（施設）所管部署の適正化 (報告書 P49) 【管財課】</p> <p>市有財産は、行政目的ないし行政執行の手段として保有され、当該目的別・用途別に所管すべき所管部署が管理すべきであり、暫定利用が経常化している施設は、所管換えの必要性を検討し、資産経営を適切に効率よく実施すべきである。また、今後の資産データベースにおいて、当該所管部署の適正化を把握したうえで、資産経営部が、千葉市公有財産規則第3条第2項の規定に従い、適切な管理を実施すべきである。</p>	<p>公有財産規則に基づき、適切な管理を実施するよう、引き続き所管課に必要な措置を求める。</p>

監査の意見	対応内容
<p>(12) 貸借対照表のストック情報にかかる分析結果の開示  <b>(報告書 P50)【財政課】</b></p> <p>固定資産台帳等を活用し、用途別に施設の老朽化比率(※)を開示し、市民や民間事業者等に資産実態の開示を行うことで、財政上の問題意識を共有する必要がある。</p> <p>施設の老朽化がより一層進むことが推測される中、情報の透明性を確保することで、広く市民の理解を得た資産経営が可能となり、民間事業者との連携の機会を創出することにより、より一層市民のライフスタイルや人口構成の変化に対応した資産経営を行うことができる。よって、市有財産にかかる老朽化情報の公開を充実させる必要がある。</p> <p>(※) 老朽化比率とは、固定資産台帳の資産の取得価額に対する、減価償却累計額(使用年数に伴う資産の価値の減少額)の割合をいい、この比率が高いほど、老朽化が進んでいることを示すものである。</p>	<p>毎年公表している財政状況資料集に用途別の有形固定資産減価償却率(老朽化比率)などを追加して公表予定。</p>

## 2. 橋梁・道路のアセットマネジメントについて

監査の意見	対応内容
<p>(2) 将来事業費用予測値と実績値との差異の要因分析</p> <p>(報告書 P57)【維持管理課】</p> <p>一般的な計画の PDCA マネジメントサイクルにおいては、①Plan:計画…まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む、②Do:実施…計画に基づき具体的な行動を指揮命令する、③Check:確認…途中で成果を測定・評価する、④Action:計画見直し…必要に応じて修正を加え、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たな PDCA サイクルを進めるとされている。千葉市では、①と②までは進んでいるものの、③の途中にある。</p> <p>『千葉市橋梁長寿命化修繕計画』は、5年毎を目途に更新していくことで、将来にわたって計画の精度を高めるとされている。実績値を把握した結果、橋梁の維持管理に係る事業費用の予測値と実績値との間に差異が生じた場合、その要因を分析をすることで(③Check)、修繕計画を更新するときに将来事業費用予測の見直しに役立てることができる(④Action)。その結果、中長期的な財政負担を踏まえた改修・修繕予算の確保と計画的な保全による橋梁の長寿命化の推進に資することになるため、橋梁の維持管理に係る事業費用の予測値と実績値との差異について要因分析が必要となる。</p>	<p>補修工事に対する事業費用予測値と実績値との差異については、現状においても要因分析を行っているが、計画を策定してから間がなく、サンプル数が少ないため(全管理橋梁数446橋中7橋実施)、全般的な橋梁の劣化速度を分析・予測するには不十分な状態である。</p> <p>今後も引き続き一件一件について補修費、補修内容のデータ収集、差異分析を行い、データを蓄積させてから平成27年度の計画更新時に反映させたいと考えている。</p>

監査の意見	対応内容
<p>(3) 千葉県道路管理システムの改善の推進  (報告書 P58) 【路政課・維持管理課】</p> <p>路政課では、平成 26 年 4 月稼動を目標に「千葉県道路管理システム」の改良を検討している。「千葉県道路管理システム」は道路台帳を基礎としたものであり、千葉県所管の道路を網羅的に把握したシステムである。このため、当該システムを改善したものをベースシステムとして、他の課が運用するシステムの情報も統合していくことが望まれる(なお、監査実施時点において、路政課は、財政部及び情報統括部との協議・調整を実施している。)統合に当たっては、法定されている要件が最優先となるが、行政サービス向上の観点から、市民からの問合せが多い項目(舗装はがれ、陥没等の道路補修等)も優先的に考慮することが望まれる。システム改善は、路政課所管の千葉県道路管理システムがベースとなるが、統合後は課を跨いでの一体運用が期待される。このため、よりよいデータベースの構築に向け、路政課のみならず道路計画課、維持管理課も積極的に関与していくことが必要となる。</p> <p>なお、維持管理課が作成した「道路要望に係るシステム化(WEB化)の効果について」によると、「道路要望通報システム(構築検討中のため仮称)」(※2)を「千葉県道路管理システム」に統合した場合、約 5,000 千円の構築費用が発生するが、導入 3 年間の累計で約 21,824 千円の人件費の削減効果が試算されている。</p>	<p>「千葉県道路管理システム」は、道路台帳を基礎とした千葉県所管の道路を網羅的に把握したシステムであることから、本システムをベースとして、他の道路管理に関するシステムの情報を統合できるよう、平成 26 年 4 月に本システムを更新するとともに、災害時に第三者被害が発生するおそれのある道路のり面や擁壁等のデータについて、平成 27 年 3 月に「千葉県道路管理システム」へ統合し、システムを改善した。</p> <p>なお、「(仮)道路要望通報システム」及び「維持補修管理システム」については、要望対応状況や材料の使用状況等を一元的に管理し、業務の効率化を図るため、平成 26 年 9 月に課を跨いでの一体運用が可能な全庁的なシステムである「ちば市民協働レポート(ちばレポ)」へ統合した。</p> <p>その他のシステムについては、今後、市民からの問合せに迅速に対応できるよう業務の棲み分けやシステムの関連性を見極めながら、必要に応じて統合を図っていく。</p>



監査の意見	対応内容
<p><b>(4) 維持補修管理システムにおける委託業務の管理</b>  <b>(報告書 P59) 【土木事務所維持建設課】</b>  直営や委託といった区別なく、必要とされる維持修繕が漏れなく実施され、かつ、その結果を維持補修管理システムにおいて事後的に見直すことができるようにするために、委託についても業務完了の結果を当該システムに反映させることが必要である。市民からの要望や苦情等への対応のためにも有用である。</p>	<p>維持補修管理システムにおける委託業務の管理については、平成24年12月より道路維持補修委託についても業務完了の結果を維持補修管理システムに登録することとした。</p>
<p><b>(5) 維持補修管理システムの管理方針の策定</b>  <b>(報告書 P60) 【土木事務所維持建設課】</b>  仮に制作者本人など維持補修管理システムの仕様を熟知している職員が異動・退職した場合であっても、トラブルに適切に対応し、業務を円滑に継続することができるようにするため、千葉県として当該システムの保守や更新など管理方針を明確にするとともに、必要に応じて操作マニュアルや手順書を備えておくことが必要である。</p>	<p>平成26年9月から、市民局所管のちば市民協働レポートのシステム内に維持補修管理システムを取り込み、管理運用している。  システムの運用保守については、業務委託するとともに、職員向けの操作マニュアルを備えた。</p>
<p><b>(6) 橋梁の定期点検実施結果の公表</b>  <b>(報告書 P60) 【維持管理課】</b>  橋梁は、市民の日常生活を支える重要なインフラである。市民へ安心安全を提供すること、及び約30百万円の歳出予算（平成23年度）が計上されていることから、行政にかかる説明責任を果たすうえで、実施結果を公表することは重要であると考え。そのため、点検が終了した橋梁ごとに、確認できた劣化の度合いや対処方針・対処結果など定期点検の実施結果を公表するとともに、適時更新することが望まれる。</p>	<p>橋梁の定期点検実施結果の公表については、平成26年3月にホームページにて公表した。  なお、今後も点検完了後速やかにホームページにて結果を公表していく。</p>

監査の意見	対応内容
<p data-bbox="225 203 791 277"><b>(7) 千葉市ホームページ上での道路台帳の開示</b></p> <p data-bbox="280 288 576 322"><b>(報告書 P61) 【路政課】</b></p> <p data-bbox="220 333 791 887">道路台帳は道路管理システムとして既に電子データ化されている。道路台帳を千葉市ホームページ上で閲覧可能とすることにより、市民は自宅や職場から道路台帳の閲覧が可能となり、利便性が格段に高まる。また、当番制で対応している路政課職員の負担も軽減でき(※1)、行政効率の向上も期待される。このような効果が期待されるため、ホームページ上で道路台帳を閲覧可能とし、上記の問題点を解決することが望ましい。(なお、監査実施時点において、路政課は、財政部及び情報統括部との協議・調整を実施している)。</p> <p data-bbox="220 898 791 1144">既に、東京 23 区や一部の政令指定都市では、道路台帳の一部ないし全部を市のホームページ上で閲覧可能としている(※2)。千葉市としても、市民サービス向上の観点から他の政令指定都市の動向を踏まえ、開示範囲を検討することが望まれる。</p>	<p data-bbox="818 333 1390 584">千葉市ホームページ上での道路台帳の開示については、利用者の利便性の向上や効率化を図るため、平成 26 年 4 月から千葉市認定道路網図システムを導入し、道路の名称や幅員について市ホームページ上で閲覧可能とすることとした。</p>
<p data-bbox="225 1158 791 1232"><b>(8) 住民等からの問い合わせや要望・苦情の管理</b></p> <p data-bbox="280 1243 778 1276"><b>(報告書 P62) 【土木事務所維持建設課】</b></p> <p data-bbox="220 1288 791 1659">市民への行政サービスの向上と説明責任を果たすという見地から、実地確認の結果として市民の側で対応すべきと判断された事項であっても、その判断に至った過程や根拠を残すことが望まれ、統一的な処理の運用を土木事務所に周知徹底させるべきである。また、問い合わせ内容を網羅的に把握することで事例を類型化できるため、今後の対応策の策定に役立てることが望まれる。</p>	<p data-bbox="818 1288 1390 1491">住民等からの問い合わせや要望・苦情の管理については、平成 24 年 12 月より市の管理する道路でない事が判明した情報についても登録することで、統一した運用を開始することとした。</p>

監査の意見	対応内容
<p data-bbox="220 206 788 322"><b>(9) 技能労務職の業務分担の見直し (報告書 P62)【土木事務所維持建設課・維持管理課・人事課】</b></p> <p data-bbox="220 331 788 797">千葉市は『定員適正化計画(平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 4 月 1 日)』のもと、「最小の経費で最大の効果を上げること」、「組織及び運営の合理化に努めること」という行政運営の基本理念に鑑み、効果的で効率的な行政サービスを実現するため、定員削減を含めた職員の削減を実施している。市民の安全のための維持修繕を適時適切に実施するためには、委託と直営のバランスを総合的に勘案し、適切な人員配置など対応策を検討する必要がある。</p> <p data-bbox="220 806 788 1173">検討に際しては、まずは技能労務職が実施している業務内容を整理すべきである。例えば、常温合材を使うだけの簡易な舗装の補修であったり、側溝清掃や草刈などの作業であるならば、可能な限り近隣住民や自治会の協力を仰ぎ、実施することが望ましい。一方、特殊な技術やノウハウを必要とする業務については、若い世代に技術を承継させることを念頭に入れた人員配置が求められる。</p>	<p data-bbox="820 286 1385 492">技能労務職の業務分担の見直しについては、直営作業と委託による作業及び市民にお願いする作業の位置づけを検討するため平成 25 年中に作業分担表及び作業分担フローを作成する。</p> <p data-bbox="820 501 1385 582">人員配置については、業務に支障が出ないよう、適正に配置していく。</p>

### 3. 小中学校施設のアセットマネジメントについて

監査の意見	対応内容
<p>(1) 旧花見川第五小学校跡地利用の遅延、跡地の有効利用の検討</p> <p>（報告書 P71）【市民サービス課】</p> <p>市民サービスの提供にはコストが生じることから、市の財政との兼ね合いを比較衡量する必要がある。</p> <p>旧花見川第五小学校体育館の有効活用として、現状通りの使用を継続することとし、将来、大規模修繕の必要性が生じた時点において、その時点の施設の利用状況等を勘案し大規模修繕を行うか、若しくは、体育館敷地の売却可能性を踏まえ取壊しを行うかの検討を行うことが必要と考えられる。</p> <p>花島公園内のスポーツ施設は有料であるが、地域開放モデルでの施設利用は無料となっている。従って、将来、大規模修繕の要否を検討するにあたり、当該時点における市の財政状況を勘案し、市の財政状況が厳しい場合には利用者に修繕コストの一部を利用料として負担してもらうことも検討に値するものと考えられる。</p> <p>また、現在、コミュニティ施設として、花見川団地内の複数の集会場の設置の状況や、花見川公民館が花見川団地近隣に位置している状況がある。</p> <p>これまで市が保有してきた施設を縮減することなく大規模修繕を続けることで今後も維持していくのか、市の財政状況を踏まえたレベルでの保有施設としていくのか今後検討を行うことが望まれる。</p> <p>コミュニティ施設として簡易建物を設置するに際して、市の財政に負担が生じないよう旧花見川第五小学校校舎跡地売却資金から充当する計画という市側の考え方も一理あると言える。</p>	<p>【対応中】</p> <p>校舎跡地の利活用については、地域住民からの要望（高齢者、福祉、生涯学習・文化振興、地域づくりに資する施設としての活用）を踏まえ、制限付き売却や貸付けを含めて、地元の理解が得られるよう引き続き検討していく。</p> <p>地域開放施設の整備については、校舎跡地の利活用と合わせて地域住民と協議し、その方向性についても検討を進める。</p> <p>また、体育館及びグラウンドについては、住民管理による良好な運営のもと、リピーターの利用が多く、当分の間施設を継続することから、今後も部分的修繕を実施する。</p> <p>なお、将来は大規模修繕が想定されることを視野に入れるとともに、校舎跡地の利活用について地域住民と協議する中で、他施設の状況を勘案し、受益者負担としての利用料の必要性を含め、当該施設のあり方について改めて検討する。</p>

監査の意見	対応内容
<p>(2) 学校統廃合計画実施の留意事項  <b>(報告書 P76) 【企画課】</b></p> <p>学校統廃合は地域住民の合意を基本的に重視して進めることから、スピードを速めるにも一定の限界があるが、将来年度の計画修繕コスト削減を地域住民に対して十分に説明することも市の資産経営上意味のあることと考えられる。</p>	<p>学校の適正配置は、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的に実施しているもので、積極的にコスト削減について地域住民に説明していくことはそのことが目的であるとの誤解を招く恐れがある。</p> <p>そのため、今後も引き続き住民からの求めに応じて説明を行い、地域住民の合意を重視して進めていく。</p>
<p>(3) 学校校舎の外壁補修  <b>(報告書 P78) 【学校施設課】</b></p> <p>鉄筋の腐食を防ぐための応急的な補修はなされているが、外壁ひび割れの状況（上記写真において、丸で囲った部分）はそのままとなっており、外壁欠落の可能性は必ずしもなくなったとはいえない状況である。外壁欠落落下事故を防ぐためにも類似の箇所があるか否かの現状調査及び速やか且つ適切な補修が望まれる。</p>	<p>学校校舎の外壁補修については、平成24年8月に劣化度調査を実施しており、優先度の高いものから速やか且つ適切に改修を行うこととした。</p>
<p>(4) 学校校舎の排水溝の土砂除去  <b>(報告書 P79) 【学校施設課】</b></p> <p>土砂除去に際して危険のない範囲で、排水溝部分の土砂の除去を適宜行うことにより、防水シートの劣化を防ぐことができ、結果として修繕コストを抑えることが可能となる。よって、用務員等により実施可能な範囲において、排水溝部分の土砂の除去を適宜行う必要がある。</p>	<p>学校校舎の排水溝の土砂除去については、速やかに土砂の除去を行うとともに、施設の維持管理の徹底を再度図るよう平成24年8月に学校と確認を行った。</p>

#### 4. スポーツ施設のアセットマネジメントについて

監査の意見	対応内容
<p>(1) 武道館の耐震改修と今後のあり方  <b>(報告書 P82)【スポーツ振興課】</b></p> <p>千葉市が千葉県に確認したところ、無償譲渡は困難であるため有償譲渡になるということである。なお、千葉県が所有との現状でも千葉市による耐震改修は可能な状況ではある。今後、千葉市が使用者として主体的に耐震改修を進めるのか、それとも今後の施設の稼働見込み及び老朽化の状況を見極めながら、施設の統合を図るのか方針検討を進めていく必要がある。</p> <p>なお、施設の状況は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市武道館では柔道場、剣道場及び弓道場を備えている。</li> <li>・近隣の千葉市中央コミュニティセンター内に柔・剣道場が存在している。</li> <li>・弓道場施設としては近隣に青葉の森公園内に弓道場があるが、県有施設であることから統合は難しい。</li> <li>・千葉市では、花島公園スポーツ施設に公園管理課が管理している弓道場を有しているが、花島公園スポーツ施設の弓道場の利用者数は、平成 20 年度の 10,300 人をピークとして、年々利用者数が低下している状況にある。</li> </ul>	<p>スポーツを取り巻く環境が変化する中、平成 25 年度中を目途に、将来を見据えたスポーツ施設の整備のあり方について全市的な整備方針を策定する。</p> <p>武道館については、当該整備方針の策定において、他の施設との集約化を検討する。</p>
<p>(2) 中期保全計画の見直し  <b>(報告書 P84)【スポーツ振興課】</b></p> <p>現状、新基本計画第 1 次実施計画（平成 24 年度～26 年度）上の武道館の改修は、先送りとなっている。今後、予算措置されるかどうか不透明な中で、具体的にいつ改修が実施されるか不明である。資産経営の観点からは、今後も武道館として施設を維持・運営すべきかどうかを検討したうえで、予算化の確度が高い場合には、現在の『中期保全計画』（平成 24 年度～28 年度）を見直すことも必要と考える。</p>	<p>スポーツ施設の整備方針の中で、今後も武道館として施設を維持・運営していくことが決定した場合に、中長期保全計画を見直し、武道館の改修計画を織り込むこととする。</p>